

国立大学法人岩手大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的 (第 1 条)
- 第 2 節 構成 (第 2 条—第 9 条)
- 第 3 節 役員 (第 10 条)
- 第 4 節 職員 (第 11 条—第 16 条)
- 第 5 節 役員会、教育研究評議会、経営協議会等 (第 17 条—第 24 条)
- 第 6 節 事務組織及び技術支援組織 (第 25 条・第 26 条)
- 第 7 節 教育研究等の状況の公表等 (第 27 条)
- 第 8 節 自己評価等 (第 28 条・第 28 条の 2)
- 第 9 節 男女共同参画 (第 28 条の 3・第 28 条の 4)

第 2 章 学部通則

- 第 1 節 修業年限、在学期間等 (第 29 条・第 30 条)
- 第 2 節 学年、学期及び休業日 (第 31 条—第 33 条)
- 第 3 節 収容定員等 (第 34 条)
- 第 4 節 教育課程 (第 35 条—第 46 条)
- 第 5 節 入学、卒業、転学、留学、休学、復学及び退学等 (第 47 条—第 60 条)
- 第 6 節 教育職員免許 (第 61 条)
- 第 7 節 検定料、入学料及び授業料 (第 62 条—第 67 条)
- 第 8 節 表彰、除籍及び懲戒 (第 68 条—第 70 条)

第 3 章 補則

- 第 1 節 学生証 (第 71 条)
- 第 2 節 健康診断 (第 72 条・第 73 条)
- 第 3 節 福利厚生施設 (第 74 条)
- 第 4 節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生 (第 75 条—第 77 条)
- 第 5 節 外国人留学生 (第 78 条)
- 第 6 節 研修員等 (第 79 条・第 80 条)
- 第 7 節 公開講座及び科学教育研究室 (第 81 条・第 82 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

- 第 1 条 国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。
- 2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第 2 節 構成

(学部)

2 前項の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

第6条 削除

(教育研究推進施設)

第7条 本学に次の教育研究推進施設を置く。

教育推進機構

教養教育センター
グローバル教育センター

教育推進連携部門

学生支援部門

キャリア支援部門

研究推進機構

プロジェクト推進部門

研究基盤管理・機器分析部門

入試センター

教員養成支援センター

情報基盤センター

保健管理センター

R I 総合実験センター

図書館

2 前項の教育研究推進施設に関する規則は、別に定める。

第7条の2 削除

(三陸復興・地域創生推進機構)

第7条の3 三陸沿岸地域等の復興を支援し推進するとともに、地域創生における大学戦略を推進するため、三陸復興・地域創生推進機構を置く。

2 前項の三陸復興推進機構に関する規則は、別に定める。

(国際連携室)

第7条の4 本学の国際連携を推進するため、国際連携室を置く。

2 前項の国際連携室に関する規則は、別に定める。

(環境マネジメント推進室)

第7条の5 本学の環境方針に基づき、環境マネジメントを推進するため、環境マネジメント推進室を置く。

2 前項の環境マネジメント推進室に関する規則は、別に定める。

(C O C 推進室)

第7条の6 C O C 事業を推進するため、C O C 推進室を置く。

2 前項のC O C 推進室に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第8条 本学に次の学部附属の教育研究施設を置く。

人文社会学部 こころの相談センター

教育学部 附属教育実践総合センター

附属自然観察園

理工学部 附属ソフトパス理工学総合研究センター

附属ものづくりエンジニアリングファクトリー

農学部
附属理工系教育研究基盤センター
附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター
附属動物病院
附属寒冷バイオフロンティア研究センター
附属動物医学食品安全教育研究センター
附属生物環境制御装置室
附属植物園
附属農業教育資料館
附属自然エネルギー利用温室

2 前項の学部附属の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(共同利用)

第8条の2 前条第1項に掲げる農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第9条 教育学部に次の附属学校を置く。

附属幼稚園
附属小学校
附属中学校
附属特別支援学校

2 前項の附属学校に関する規則は、別に定める。

第3節 役員

(役員)

第10条 本学に次の役員を置く。

一 学長
二 理事
三 監事

第4節 職員

(職員)

第11条 本学に次の職員を置く。

教員（教授、准教授、助教、副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭をいう。）、
事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員

2 前項の教員（副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭を除く。）は次の学系に所属する。

人文科学系
社会科学系
教育学系
芸術・スポーツ学系
物質機能・エネルギー科学系
システム理工学系
環境科学系
基礎自然科学系
応用生命科学系